

鹿野川ダム特別防災操作実施要領

令和 6 年 3 月

国土交通省 四国地方整備局
肱川ダム統合管理事務所

(通 則)

第1条 鹿野川ダム操作規則（以下「規則」という。）第17条に規定するただし書き操作のうち、鹿野川ダム下流河川において、洪水被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に今後のダムへの降雨等も勘案し、ダム下流河川の被害軽減等を目的として実施する操作（以下「特別防災操作」という。）については、この要領に定めるところによる。

(局長の承認等)

第2条 肱川ダム統合管理事務所長（以下「所長」という。）は、規則第17条、第18条に規定する操作を行っている場合において、ダム下流河川で洪水被害が発生、又は発生のおそれがある場合に、ダム下流の河川管理者、又は自治体等から特別防災操作の要請を受け、特別防災操作への移行が可能な場合は、四国地方整備局長（以下「局長」という。）の承認を受けるものとする。

また、特別防災操作の継続が困難となり中止する場合も局長の承認を受けるものとする。

2 所長は、前項の規定により局長の承認を受け、特別防災操作に移行する場合、又は、特別防災操作を中止する場合は、別表－1に定める関係機関に通知するものとする。

(特別防災操作への移行)

第3条 前条第1項の特別防災操作への移行が可能な場合とは、次期洪水のおそれがなく、洪水の終了が見通せ、ダムへの貯留が可能である場合等とする。

(特別防災操作)

第4条 所長は、降雨状況、ダム下流の河川水位、ダムへの貯留が可能な容量等の把握及びダムからの放流量の設定等を実施し、特別防災操作を行うものとする。

(特別防災操作の終了)

第5条 所長は、前条に規定する操作を行っている場合において、下流河川、その他の状況から特別防災操作を継続する必要性が無いと判断される場合は、特別防災操作を終了し、規則第17条または、第18条に規定する操作に移行するものとする。

(特別防災操作の中止)

第6条 第4条に規定する操作を行っている場合において、気象、水象、その他の状況により特別防災操作の継続が困難となり、放流量を増加させる必要が生じた場合は、特別防災操作を中止し、規則第17条または、第18条の操作に移行するものとする。

附則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

別表－１（第２条関係）

通知を行うべき関係機関

通知の相手方の名称	所在地	通知方法
国土交通省 四国地方整備局	高松市サンポート３番３３号	マイクロ
四国地方整備局 大洲河川国道事務所	大洲市中村２１０	マイクロ
四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所	大洲市肱川町予子林６-４	マイクロ
愛媛県南予地方局 大洲土木事務所	大洲市田口甲４２５の１	(0893)24-5121
大洲市役所	大洲市大洲６９０番地の１	(0893)24-2111
大洲市役所肱川支所	大洲市肱川町山鳥坂７４番地	(0893)34-2311
大洲市役所長浜支所	大洲市長浜甲４８０番地の３	(0893)52-1111
大洲警察署	大洲市東大洲１６８６番地１	(0893)25-1111
西予警察署	西予市宇和町卯之町４町目６５９	(0894)62-0110
松山発電工水管理事務所	松山市畑寺町３５	(089)975-7033
NHK松山放送局	松山市堀之内５番地	(089)921-1117